



令和 7 年（行ウ） 1 3 2 号 労働委員会決定取消請求事件

原 告 大阪教育合同労働組合

被 告 大阪府

代表者兼処分行政庁 大阪府労働委員会

被告補助参加人 大阪府

被告第 2 準備書面

令和 8 年 7 月 3 1 日

大阪地方裁判所 第 5 民事部合議 4 B 係 御中

被 告 大阪府

上記代表者兼処分行政庁 大阪府労働委員会

上記代理人弁護士 小 林 正 啓



頭書事件に関し、被告は、訴状第 3 の 5 及び同 6 における原告の主張に対し、次のとおり反論する。

第1 訴状第 3 の 5 について

1. 原告は、一般職地方公務員に対し、労組法のすべての条項の適用を排除することは憲法上許されないから、「一般職の地方公務員について労組法の適用を排除する合理的な根拠が見いだせないことがらについては、原則に立ち返って労組法を適用する、という法解釈が、憲法 2 8 条に合致する」と主張し、西谷敏教授の論文を引用する。

確かに、西谷敏の立場である「憲法 2 8 条が公務員を含む『勤労者』に何らの限定もなしに保障した『団体行動』（争議行為など）を、公務員の従事する職務の内容や、争議行為等の形態のいかんを問わず全面的に禁止することは、明らかに憲法違反と言わざるをえない。」（西谷論文 1 8 頁）を採る場

合には、地方公務員法 58 条の適用範囲について、憲法 28 条に適合するべく制限的な解釈を加えることが、論理的に一貫した姿勢となろう。

しかし、地方公務員法 58 条は、一般職地方公務員に対し、文言上明白に労組法全部の適用を除外しているところ、かかる適用除外が憲法 28 条に違反しないとする最高裁大法廷昭和 51 年 5 月 21 日判決以来の判例上確定した立場を採る場合、地方公務員法 58 条の適用範囲を、同条の文言に違反して、制限的な解釈を採ることはできない。

2. 原告は、「労組法上の不当労働行為制度については、一般職地方公務員に適用をしない、との措置に何らの合理性がないことは明らかである」と主張するが、上記最高裁大法廷判決は、「何らの合理性がないことは明らか」との立場を採っておらず、原告の主張を容れていない。

結局のところ、原告の主張は、上記最高裁大法廷判決と異なる独自の立場に基づくものであって、その主張の当否は、上記最高裁大法廷判決の当否の議論に帰着することになる。

第2 訴状第 3 の 6 について

1. 原告は、「地公法 58 条 1 項自体の違憲性を置くとしても、一般職地方公務員に対し、その条項によっては、労組法の当該条項について類推適用する、あるいは準用する、という解釈は当然許されるべきである」と主張する。
2. しかし、前述の通り、上記最高裁大法廷判決は、一般職地方公務員に関し、労組法全部の適用を文言上明白に除外している地公法 58 条 1 項が憲法に違反しないと判断した。この立場を前提にする以上、一般職の地方公務員に対して労組法の類推適用ないし準用を行うことは、地公法 58 条 1 項に違反する。

原告の所論は、この点においても、地公法 58 条 1 項が憲法 28 条に違反する、との独自の立場を前提とするものである。

以上